

## 見積参考資料の開示方法について

### 1. 対象案件

地方航空局空港部土木課及び機械課が発注する工事及び測量・調査等業務であって、次の案件を対象とする。(ただし、建築物に付帯する機械設備に係るものを除く)

#### ○工事

- ・土木工事業 (土木工事業)
- ・専門工事業 (舗装工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業)

#### ○測量・調査等業務 (測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務)

### 2. 対象契約方式

一般競争(総合評価落札方式、最低価格落札方式)

### 3. 開示資料

見積参考資料<sup>[別添参照]</sup>(金額抜き設計書、特別調査価格、見積価格)を開示する。

また、見積参考資料には、契約書第1条の設計図書ではなく、見積上の参考資料であること等の注意事項を記載する。

#### 【記載例①：工事の場合】

この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積もりに資するための参考資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「見積参考資料」は工事契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は本工事の趣旨を充分考慮して、工事目的を完遂するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。

なお、「見積参考資料」に関する質問は、記載内容に関する不明な点や過誤の点に限り行えるものとし、「見積参考資料」に関しての回答は契約書第1条にいう「設計図書」ではない。

また、「見積参考資料」の有効期限は、本工事入札(見積)日までとする。

#### 【記載例②：測量・調査等業務の場合】

この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積もりに資するための参考資料であり、契約書第1条にいう仕様書等ではない。従って「見積参考資料」は業務契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は本業務の趣旨を充分考慮して、業務目的を完遂するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。

なお、「見積参考資料」に関する質問は、記載内容に関する不明な点や過誤の点に限り行えるものとし、「見積参考資料」に関しての回答は契約書第1条にいう「設計図書」で

はない。

また、「見積参考資料」の有効期限は、本業務入札（見積）日までとする。

#### 4. 開示方法

競争参加資格確認結果通知に合わせて、競争参加資格を有すると認められた者に対して交付する。

#### 5. 入札公告、入札説明書の記載

見積参考資料の開示に先立ち、入札公告及び入札説明書の「工事概要」又は「業務概要」に見積参考資料を開示する試行工事又は試行業務であることを記載する。

##### 【記載例①：工事の場合】

本工事は、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格に適合した者に対して、入札説明書に示す競争参加資格確認結果通知に合わせて、見積参考資料（金額抜き設計書、特別調査価格、見積価格）を開示する試行工事である。

##### 【記載例②：測量・調査等業務の場合】

本業務は、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格に適合した者に対して、入札説明書に示す競争参加資格確認結果通知に合わせて、見積参考資料（金額抜き設計書、特別調査価格、見積価格）を開示する試行業務である。

※注：積算に特別調査価格、見積価格を使用していない場合は、非該当項目を記載から削除する。

#### 6. 質問書の対応

見積参考資料に関する質問は、入札説明書に対する質問と同様に取り扱う。ただし、質問の内容が記載内容に関する不明な点や過誤の点であった場合に限り回答し、その他の質問であった場合、「見積参考資料の記載内容に関する不明な点や過誤の点に関しての質問ではないため、回答できない」と回答する。

また、質問回答書は、見積参考資料以外に関するものと区別して作成し、かつ、契約書第1条に定める「設計図書」又は「仕様書等」に該当しない旨を記載する。

#### 7. 適用

本事務連絡は令和5年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用する。